

千葉県議会訓令（甲）第1号

千葉県議会事務局

千葉県議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月30日

千葉県議会議長 川村博章

千葉県議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、千葉県議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（個人識別符号）

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

（1）次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第

3号の特別永住者証明書の番号

(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公

訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項
- （電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報取扱事務目録記載事項）

第8条 条例第17条第1項第7号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該個人情報取扱事務のほかに保有個人情報を経常的に利用する事務があるときは、その旨
- (2) 個人情報を当該市の機関以外のものに提供するときは、その提供先
- (3) 個人情報が、特定個人情報に該当するときは、その旨

2 条例第17条第1項の目録は、個人情報取扱事務目録（個票）（様式第1号）により作成するものとする。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第9条 議長は、個人情報ファイル（条例第18条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったとき

は、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とし、個人情報ファイル簿（個票）（様式第2号）により作成するものとする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第18条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを窓口に着けて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第18条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第18条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第18条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であつた者
 - イ 条例第18条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第18条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲

げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

- 9 条例第18条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第18条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第10条 条例第20条第1項に規定する書面は、開示請求書(様式第3号)によるものとする。

- 2 条例第20条第3項の規定により補正を求めるときは、開示請求書の補正の求めについて(通知)(様式第5号)により行うものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出す

ることができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状（様式第4号、様式第16号又は様式第25号）その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 窓口における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに窓口における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に窓口における開示を実施することができる日のうちから窓口における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合にお

ける準備に要する日数及び送付に要する費用

- (4) 電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第17条第2項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。）を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

（開示決定通知書）

第13条 条例第25条第1項の書面は、開示決定通知書（様式第6号）とする。

2 条例第25条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第7号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第14条 条例第26条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第8号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第15条 条例第27条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第9号）とする。

（第三者意見照会書等）

第16条 条例第28条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第28条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第11号）とする。

3 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第12号）とする。

4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第28条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第13号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第17条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次のとおりとする。

(1) 閲覧、視聴又は聴取(開示を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために市の機関に備えおかれた機器により再生したものの閲覧、視聴若しくは聴取又は用紙に出力したものの閲覧に限る。)

(2) 写しの交付(用紙に出力したもの又は光ディスクに複製したものの交付に限る。)

(開示の実施の方法等の申出)

第18条 条例第29条第3項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書(様式第14号)により行わなければならない。

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(写しの作成及び送付に要する費用の納付の方法)

第19条 条例第31条に規定する写しの作成及び送付に要する費用の納付の方法は、郵便切手(送付に要する費用の納付に限る。)、普通為替、定額小為替又は現金により納付する方法とする。

(訂正請求書)

第20条 条例第33条第1項に規定する書面は、訂正請求書(様式第15号)によるものとする。

2 条例第33条第3項の規定により補正を求めるときは、訂正請求書の補正の求めについて(通知)(様式第17号)により行うものとする。

(訂正決定通知書等)

第21条 条例第35条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 訂正決定通知書(様式第18号)とする。
- (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 部分訂正決定通知書(様式第19号)

2 条例第35条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第20号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第22条 条例第36条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第21号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第23条 条例第37条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第22号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第24条 条例第38条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第23号)とする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第40条第1項に規定する書面は、利用停止請求書(様式第24号)によるものとする。

2 条例第40条第3項の規定により補正を求めるときは、利用停止請求書の補正の求めについて(通知)(様式第26号)により行うものとする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第42条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定をしたとき 利用停止決定通知書(様式第27号)とする。
- (2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定をしたとき 部分利用停止決定通知書(様式第28号)

2 条例第42条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第29号）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第27条 条例第43条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第30号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第28条 条例第44条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第31号）とする。

（諮問書等）

第29条 条例第46条第1項の規程による諮問は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

(1) 開示決定等について審査請求があったとき 諮問書（様式第32号）

(2) 訂正決定等について審査請求があったとき 諮問書（様式第33号）

(3) 利用停止決定等について審査請求があったとき 諮問書（様式第34号）

(4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき 諮問書（様式第35号）

2 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第36号）により行うものとする。

（施行の状況の公表）

第30条 条例第52条の規定による施行の状況の公表は、公告により行うものとする。

（委任）

第31条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第9条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「千葉市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年千葉市議会訓令（甲）第1号）の施行後遅滞なく」とする。

様式目次

様式	帳票名	関係条文
様式第1号	個人情報取扱事務目録（個票）	第8条第2項
様式第2号	個人情報ファイル簿（個票）	第9条第2項
様式第3号	開示請求書	第10条第1項
様式第4号	委任状（開示請求用）	第11条第3項
様式第5号	開示請求書の補正の求めについて（通知）	第10条第2項
様式第6号	開示決定通知書	第13条第1項
様式第7号	開示をしない旨の決定通知書	第13条第2項
様式第8号	開示決定等期限延長通知書	第14条
様式第9号	開示決定等期限特例延長通知書	第15条
様式第10号	第三者意見照会書	第16条第1項
様式第11号	第三者意見照会書	第16条第2項
様式第12号	第三者開示決定等意見書	第16条第3項
様式第13号	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	第16条第7項
様式第14号	開示の実施方法等申出書	第18条第1項
様式第15号	訂正請求書	第20条第1項
様式第16号	委任状（訂正請求用）	第11条第3項
様式第17号	訂正請求書の補正の求めについて（通知）	第20条第2項
様式第18号	訂正決定通知書	第21条第1項第1号
様式第19号	部分訂正決定通知書	第21条第1項第2号
様式第20号	訂正をしない旨の決定通知書	第21条第2項
様式第21号	訂正決定等期限延長通知書	第22条
様式第22号	訂正決定等期限特例延長通知書	第23条
様式第23号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	第24条
様式第24号	利用停止請求書	第25条第1項
様式第25号	委任状（利用停止請求用）	第11条第3項
様式第26号	利用停止請求の補正の求めについて（通知）	第25条第2項
様式第27号	利用停止決定通知書	第26条第1項第1号
様式第28号	部分利用停止決定通知書	第24条第1項第2号
様式第29号	利用停止をしない旨の決定通知書	第26条第2項
様式第30号	利用停止決定等期限延長通知書	第27条
様式第31号	利用停止決定等期限特例延長通知書	第28条
様式第32号	諮問書（開示請求）	第29条第1項第1号
様式第33号	諮問書（訂正請求）	第29条第1項第2号
様式第34号	諮問書（利用停止請求）	第29条第1項第3号
様式第35号	諮問書（不作為）	第29条第1項第4号
様式第36号	諮問をした旨の通知書	第29条第2項

様式第 1 号 (第 8 条第 2 項関係)

個人情報取扱事務目録 (個票)

開始年月日 年 月 日
 [議長の名称]
 (所管課名)

開始年月日		年		月		日	
個人情報取扱事務を所掌する組織の名称							
□ 共通		□ 固有		記 録 項 目		備 考 (※)	
個人情報取扱事務の名称		基本的事項		社会生活		要配慮個人情報	
保有個人情報利用目的		心身の状況 家庭生活		職業・職歴		人種	
保有個人情報対象者の範囲		健康状態		学業・学歴		信条(思想・ 信仰含む。)	
		<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> マイナンバー) <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> Eメール・アドレス	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 免許・資格 <input type="checkbox"/> 賞歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 銀行口座	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 身体特性 <input type="checkbox"/> 性格・性質 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 健診結果 <input type="checkbox"/> 診療調剤に 関する情報 <input type="checkbox"/> 刑事事件 手続 <input type="checkbox"/> 少年法手続	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条(思想・ 信仰含む。) <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他①
						<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の行政機関等 <input type="checkbox"/> 国等 <input type="checkbox"/> その他②	経常的な利用の有無 経常的な提供先 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 他の行政機関等 <input type="checkbox"/> 国等 <input type="checkbox"/> その他③
						<input type="checkbox"/> 行政機関等内 <input type="checkbox"/> 部での利用	

※ 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示す。
 「備考」の欄には、次の事項を記入する。
 (1) 「その他(①～④)」に該当する場合は、その説明事項
 (2) その他参考となる事項

様式第2号（第9条第2項関係）

個人情報ファイル簿（個票）

No.	項目	内容
1	個人情報ファイルの名称	
2	個人情報ファイルが利用に供される事務の名称	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
4	個人情報ファイルの利用目的	<input type="checkbox"/> 行政機関等内部での経常的な利用がある（詳細は備考）
		<input type="checkbox"/> 記録情報の経常的な提供先がある
		提供先：
5	記録項目	
6	記録範囲	
7	記録情報の収集方法	相手 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の行政機関等 <input type="checkbox"/> 国等 <input type="checkbox"/> 行政機関等内部での利用 <input type="checkbox"/> その他
		方法 <input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子申請 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 照会（国等） <input type="checkbox"/> 照会（その他） <input type="checkbox"/> その他
8	要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む
		<input type="checkbox"/> 含まない
9	開示請求を受理する組織の名称及び所在地	（名称） （所在地）
10	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
11	個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル（マニュアル処理ファイル有）
		<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル（マニュアル処理ファイル無）
		<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル
12	備考	

開示請求書

年 月 日

（あて先） 千葉市議会議長

請求者 氏名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____
連絡先電話番号 _____ - _____
連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の方法等（個人情報を開示する旨の決定がなされた際にも申し出ることができます。）

（1）又は（2）に○印を付してください。（1）を選択した場合は、ご希望の実施の方法に✓印を付し、実施を希望する日がある場合はご希望の日時を記入してください。

（1）窓口における開示の実施を希望する。 【実施の方法】 <input type="checkbox"/> 閲覧、視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付 【実施を希望する日時】 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時
（2）写しの送付を希望する。

3 本人の状況等

（1）開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
（2）本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____

【処理欄】（記入しないでください。）

1 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） （郵送による請求） <input type="checkbox"/> 住民票の写し			
2 代理人請求資格確認書類 （1）法定代理人 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） （2）任意代理人 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
所管課	受付年月日	所管課收受年月日	備考

- ※ 1 請求の際は、本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
2 郵送により請求をする場合は、上記書類のコピーほか、本人（及び代理人）の住民票の写し（請求前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。
3 代理人による場合は、上記の書類のほか、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（請求前30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出してください。

委任状（開示請求用）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第19条第2項の規定により、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 開示の実施方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____

印

連絡先電話番号 _____

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

（開示請求者） 様

千葉市議会議長



開示請求書の補正の求めについて（通知）

年 月 日付けで提出があった保有個人情報開示請求書については、次の内容に不備があるので、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第20条第3項の規定により、指定された期日までに書面により補正するよう求めます。

補正を求める内容	
補正の期限	年 月 日（ ）
所管課	電話番号： 連絡先電子メールアドレス： 担当

（開示請求者） 様

千葉市議会議員



開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第25条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市議会議員に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として（千葉市議会議員が被告の代表者となります。）、千葉地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

求めることができる開示の方法と写しの作成に要する費用の見込額	
写しの送付の方法	準備に要する日数 日 送付に要する費用（見込額） 円
開示を実施する日時	年 月 日（ ） 時 分
開示を実施する場所	
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

(開示請求者) 様

千葉市議会議長



開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第25条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として（千葉市議会議長が被告の代表者となります。）、千葉地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

（開示請求者） 様

千葉市議会議長



開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第26条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

(開示請求者) 様

千葉県議会議長



開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、千葉県議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉県条例第39号）第27条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第27条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

(第三者利害関係人) 様

千葉県議会議長



第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、千葉県議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉県条例第39号）第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

（第三者利害関係人） 様

千葉市議会議長



第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

第三者開示決定等意見書

年 月 日

（あて先） 千葉市議会議長

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所

〒

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所又は事業所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

(反対意見書を提出した第三者) 様

千葉市議会議長



開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第28条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として（千葉市議会議長が被告の代表者となります。）、千葉地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

開示の実施方法等申出書

年 月 日

（あて先） 千葉市議会議員

請求者

氏名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____
 連絡先電話番号 _____ - _____ - _____
 連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第29条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 開示決定通知書の番号等と求める開示の実施方法

開示を求める個人情報に係る通知書の番号 ※（開示を求める部分）は、一部についてだけ開示を求める場合にのみ記入してください。	希望する開示の方法	実施する開示の方法	数量 単位	金額
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
年 月 日 第 号 (開示を求める部分)				円
小 計				円
郵 送 料				円
合 計				円
写しの交付の方法（写しの交付を選択した場合のみ）	1 窓口における交付 2 郵送による交付			

2 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後 時 分

注1 太線の枠内のみ記入してください。

注2 「希望する開示の方法」は、次の開示の方法に対応する記号（A～F）により記入してください。

- (1) 文書又は図画の場合
 - 閲覧 A
 - 写しの交付 B
- (2) 電磁的記録の場合
 - ア 閲覧、視聴又は聴取
 - 専用機器により再生したものの閲覧・視聴・聴取 C
 - 用紙に出力したものの閲覧 D
 - イ 写しの交付
 - 用紙に出力したものの交付 E
 - 電磁的記録媒体に複写したものの交付 F

訂正請求書

年 月 日

（あて先） 千葉市議会議長

請求者 氏名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____
連絡先電話番号 _____ - _____
連絡先電子メールアドレス _____ @

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る事項

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人の状況等

(1) 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____

【処理欄】（記入しないでください。）

1 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） (郵送による請求) <input type="checkbox"/> 住民票の写し			
2 代理人請求資格確認書類 (1) 法定代理人 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） (2) 任意代理人 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
所管課	受付年月日	所管課収受年月日	備考

- ※ 1 請求の際は、本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
2 郵送により請求をする場合は、上記書類のコピーほか、本人（及び代理人）の住民票の写し（請求前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。
3 代理人による場合は、上記の書類のほか、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（請求前30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出してください。

委任状（訂正請求用）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第32条第2項の規定により、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限、訂正請求に係る個人情報の一部を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____

印

連絡先電話番号 _____

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

（訂正請求者） 様

千葉市議会議長



訂正請求書の補正の求めについて（通知）

年 月 日付けで提出があった訂正請求書については、次の内容に不備があるので、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第33条第3項の規定により、指定された期日までに書面により補正するよう求めます。

補正を求める内容	
補正の期限	年 月 日（ ）
所管課	電話番号： 連絡先電子メールアドレス： 担当

(訂正請求者) 様

千葉市議会議長



訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第35条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として（千葉市議会議長が被告の代表者となります。）、千葉地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(訂正請求者) 様

千葉市議会議長



部分訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第35条第1項の規定により、次のとおり一部について訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正しないこととした部分とその理由	
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として（千葉市議会議長が被告の代表者となります。）、千葉地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(訂正請求者) 様

千葉市議会議長



訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として（千葉市議会議長が被告の代表者となります。）、千葉地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

（訂正請求者） 様

千葉市議会議長



訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

（訂正請求者） 様

千葉市議会議長



訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第37条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第37条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

(市長等) 様

千葉県議会議長



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(市長等) に提供している次の保有個人情報については、千葉県議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉県条例第39号）第34条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)
	(訂正理由)
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

利用停止請求書

年 月 日

（あて先） 千葉市議会議長

請求者 氏名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____
連絡先電話番号 - - _____
連絡先電子メールアドレス @ _____

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る事項

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 本人の状況等

(1) 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____

【処理欄】（記入しないでください。）

1 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） (郵送による請求) <input type="checkbox"/> 住民票の写し			
2 代理人請求資格確認書類 (1) 法定代理人 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） (2) 任意代理人 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
所管課	受付年月日	所管課收受年月日	備考

- ※ 1 請求の際は、本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）を提出し、又は提示してください。
2 郵送により請求をする場合は、上記書類のコピーほか、本人（及び代理人）の住民票の写し（請求前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。
3 代理人による場合は、上記の書類のほか、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（請求前30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出してください。

委任状（利用停止請求用）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第39条第2項の規定により、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限、利用停止請求に係る個人情報の一部を利用停止する旨の決定を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____

印

連絡先電話番号 _____

（注）以下のいずれかの措置を取ってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

（利用停止請求者） 様

千葉市議会議長



利用停止請求書の補正の求めについて（通知）

年 月 日付けで提出があった利用停止請求書については、次の内容に不備があるので、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第40条第3項の規定により、指定された期日までに書面により補正するよう求めます。

補正を求める内容	
補正の期限	年 月 日（ ）
所管課	電話番号： 連絡先電子メールアドレス： 担当

(利用停止請求者) 様

千葉市議会議長



利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第42条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として（千葉市議会議長が被告の代表者となります。）、千葉地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(利用停止請求者) 様

千葉市議会議長



部分利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第42条第1項の規定により、次のとおりその一部について利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
利用停止しないこととした部分とその理由	
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として（千葉市議会議長が被告の代表者となります。）、千葉地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(利用停止請求者) 様

千葉市議会議長



利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第42条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として（千葉市議会議長が被告の代表者となります。）、千葉地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

（利用停止請求者） 様

千葉市議会議長



利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課	担当 電話番号： 連絡先電子メールアドレス：

（利用停止請求者） 様

千葉市議会議長



利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第44条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
所管課	電話番号： 連絡先電子メールアドレス： 担当

千葉県個人情報保護審査会 御中

千葉県議会議長



諮 問 書

千葉県議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉県条例第39号）第25条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第46条第1項の規定に基づき諮問します。

別紙

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、文書番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類	①開示請求書(写し) ②開示決定通知書(写し)又は開示をしない旨の決定通知書(写し) ③審査請求書(写し) ④理由説明書 ⑤開示の実施を行った保有個人情報が記録された公文書(写し) ⑥その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号 メールアドレス	

- (注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等のをチェックすること。
また、部分開示決定又は不開示決定の場合には、当該不開示条項(千葉県議会の個人情報の保護に関する条例第21条第1項各号、第24条又は文書不存在)を記載すること。
- (注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えられるため」、「全部開示とすることが適切と考えられるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、千葉県議会の個人情報の保護に関する条例第26条第2項又は第27条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第33号（第29条第1項第2号関係）

第 号
年 月 日

千葉市個人情報保護審査会 御中

千葉市議会議長



諮 問 書

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第35条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第46条第1項の規定に基づき諮問します。

別紙

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 部分訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、文書番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類	①訂正請求書（写し） ②部分訂正決定通知書又は訂正をしない旨の決定通知書（写し） ③審査請求書（写し） ④理由説明書 ⑤その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号 メールアドレス	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えられるため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例第36条第2項又は第37条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠づける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第 号
年 月 日

千葉市個人情報保護審査会 御中

千葉市議会議長



諮 問 書

千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第42条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第46条第1項の規定に基づき諮問します。

別紙

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 部分利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、文書番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類	①利用停止請求書(写し) ②部分利用停止決定通知書又は利用停止をしない旨の決定通知書(写し) ③審査請求書(写し) ④理由説明書 ⑤その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号 メールアドレス	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等のをチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えられるため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例第43条第2項又は第44条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠づける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

千葉県個人情報保護審査会 御中

千葉県議会議長



諮 問 書

千葉県議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉県条例第39号）第19条の規定に基づく開示請求〔千葉県議会の個人情報の保護に関する条例第32条の規定に基づく訂正請求、千葉県議会の個人情報の保護に関する条例第39条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第46条第1項の規定に基づき諮問します。

別紙

1 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕	(1) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の日付、受付番号 (2) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕のあて先
3 補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類	①開示請求書、〔訂正請求書、利用停止請求書〕(写し) ②審査請求書(写し) ③理由説明書 ④その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号 メールアドレス	

- (注1) 1の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。
- (注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、千葉県議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年千葉県条例第39号)第26条第2項、第36条第2項、第43条第2項の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の期限を、同条例第27条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限、同条例第37条又は第44条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限を、それぞれ記述すること。
- (注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
(※)行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。
- (注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、千葉県議会の個人情報の保護に関する条例第27条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。
- (注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、千葉県議会の個人情報の保護に関する条例第26条第2項又は第27条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

(審査請求人等) 様

千葉市議会議長



諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり千葉市個人情報保護審査会に諮問したので、千葉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年千葉市条例第39号）第46条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等 〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 諮問第 号
諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号 メールアドレス	